

第百四十五回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第 十 号

平成十一年四月二十七日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 穂積 良行君

理事 赤城 徳彦君

理事 松岡 利勝君

理事 小平 忠正君

理事 宮地 正介君

今村 雅弘君

大石 秀政君

金田 英行君

熊谷 市雄君

鈴木 俊一君

竹本 直一君

萩山 教殿君

宮島 大典君

目片 信君

安住 淳君

鉢呂 吉雄君

上田 勇君

前田 正君

佐々木洋平君

中林よし子君

深田 肇君

出席國務大臣

農林水産大臣 中川 昭一君

出席政府委員

農林水産大臣官 房長 高木 賢君

農林水産省経済 局長 竹中 美晴君

農林水産省構造 改善局長 渡辺 好明君

食糧庁長官 堤 英隆君

林野庁長官 山本 徹君

委員外の出席者

農林水産委員会 第一類第八号

農林水産委員会議録第十号

平成十一年四月二十七日

農林水産委員会 外山 文雄君 専門員

委員の異動

四月二十七日

大石 秀政君

目片 信君

宮島 大典君

竹本 直一君

前田 正君

深田 肇君

同日

大石 秀政君

竹本 直一君

宮島 大典君

目片 信君

前田 正君

深田 肇君

同日

大石 秀政君

目片 信君

宮島 大典君

前田 正君

深田 肇君

同日

大石 秀政君

目片 信君

宮島 大典君

前田 正君

深田 肇君

同日

大石 秀政君

目片 信君

宮島 大典君

前田 正君

深田 肇君

同日

大石 秀政君

目片 信君

四月二十三日
新たな農業基本法の制定に関する請願(木島日出夫君紹介)(第二七七八号)は本委員会に付託された。

四月二十七日
新しい理念の食料・農業・農村基本法制定に関する陳情書外二件(札幌市中央区北四条東二丁目田邦雄外二名)(第一四九号)

食料自給率引き上げ及び農業・農村政策に関する陳情書外三件(鹿児島市山下町一の一鹿見島市議会内入船外一外三名)(第一五〇号)

日本の農林水産業の振興・都市農業育成対策の確立に関する陳情書外一件(東京都立川市柴崎町三の五の二四加藤源蔵外三千九十七名)(第一

五一号)
中山間地域の活性化に対する総合的な振興策の創設に関する陳情書(松江市殿町一島根県議会内漆谷秀樹)(第一五二号)

酪農畜産対策・価格に関する陳情書外一件(北海道苫前郡羽幌町南町一の一羽幌町議会内水上潔外一名)(第一五三号)

木材産業の振興に関する陳情書(高知市丸ノ内一の二の二〇高知県議会内西尾一雄)(第一五四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
農林開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)

〇穂積委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、農林開発公団法の一部を改正する法律案、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案及び農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。宮地正介君。

〇宮地委員 きょうは、行革三法についての質疑でございますが、限られた時間でございまして、私は、農用地整備公団の廃止の問題、そして森林公団法の改正の問題に絞って、少し御質問させていただきます。

まず大臣、この行革三法は、まさに特殊法人の整理合理化という、我が国に課せられた当面する重要な課題である行財政改革、この本旨に基づいて、平成九年の六月の閣議決定をベースにして、今回この改正案が提案されたわけでありまして、

当時、平成九年六月は、自民党と社民党と新党さきがけのいわゆる連立政権下における閣議決定であります。この閣議決定に当たるとる直前に、三党による合意がなされているわけでありまして、その合意の趣旨を踏まえて閣議決定がなされました。

その合意というのは、まさに農用地整備公団を廃止する、新しい農業基本法、いわゆる現行の農業基本法の抜本改革、これにあわせて廃止をする。それからもう一つは、この三党合意、特に社民党と新党さきがけが自民党案のベースを合意するに当たって、雇用不安を招かない、こういうことが合意の第一項目にも入っているわけでありまして、まさに雇用不安を招かない形で、いわゆる行

政改革を進める中で廃止をする、こういうふうには私に読んでいくわけでございます。そしてさらに、前向きに、新しい農業基本法を相踏まえて廃止する。森林公団法を改正して農林開発公団に合併していく。そして、今までの事業、現行の実施事業については継続事業とする。

そしてさらに、新しい農業基本法の中の一つの大きなポイントである、来年度から中山間地域におけるデカップリング方式を導入する、新たな中山間地域対策、こうした新たな事業に対して、この森林開発公団が緑資源公団と名称を変更した中で、さらに今までの農用地整備公団の技術、技能、パワー、そういうものを積極的に有効活用して、これからの日本の農業の活性化、農政改革に役立たせていく、こういう考え方に立って今回廃止する、こういうふうには私は理解しております。

しかし、今回の廃止と森林開発公団への合併に対し、国民の間には、焼け太りではないのか、こ

ういう厳しい批判もあります。大臣はこうした批判に対してどのようにお答えになるのか。今回の廃止はいわゆるリストラなのか、それとも、新しい農業基本法に向けて、プラス効果としての、新しい分野におけるそうした有効な機能を発揮するように前向きに緑資源公団として新たに生まれ変わった形に展開をしていくのか。この点についての大臣の見解を伺っておきたいと思います。

○中川国務大臣 結論から申し上げますと、行政改革で二つの特殊法人が一つに合併される、一つになる、農用地整備公団が廃止されるわけでありますが、現時点で果たしているその役割というものは緑公団の方に吸収されていくわけでございます。

一方、今、先生御指摘のように、平成九年の三党合意におきまして、この農用地整備公団を廃止するに当たっては新たな基本法づくりと密接な関連を持つというところでございまして、新たな基本法の中では、いろいろ多面的な機能があるわけでございまして、いわゆる中山間地域の果たす公益的な役割、これを担うということが新たな基本法の柱の一つでございます。

そういう意味で、農用地整備公団の残事業は、調査分も含めましてやらせていただく、しかしそれは十数年でございまして、一方、海外事業を引き継ぎ、そして中山間地、林地、農地一体となった、基本法が要求する新たな柱については、これは基本法あるいは国民的ニーズに求められる大きな役割であろうということで、新しい緑資源公団の中での新しい業務でございすけれども、この基本法あるいは行革の項目の中でも記されている方向性と違っていないというふうに考えております。

したがって、職員につきましても十名程度の削減、あるいは役員数も当面三人程度の削減というところでございまして、必要最小限の人数で、新たな役割も含めた両特殊法人の任務をスタートさせていくというところでございす。行革の線に沿い、また、新しい求められる農政、林政の果た

す役割というものにたいえ、必要最小限の人員でやっていくというふうに理解をしておるところでございます。

○宮地委員 大臣、確認しておきますが、この与党特殊法人改革協議会、平成九年五月二十七日のいわゆる閣議決定直前の三党合意の第一項目にある、「特殊法人等の整理合理化を行うに際しては、いささかも雇用不安を招来することがないよう、雇用問題に万全を期す。」これはこのとおり厳守する、こういうふうに理解してよろしいですね。

○中川国務大臣 そのとおりでございます。

○宮地委員 現在、この農用地整備公団の職員、一番新しい平成十一年四月一日現在、三百七十六人いるのです。この職員のうち、技術者が三百人です。これは、大変な財産だと私は思うのですね。農業土木だとか、あるいは畜産だとか農業経済だとか、国内だけでなくJICAなどにやって、海外でも非常に農業土木、農業開発に国際貢献しているわけですね。この三百人の技術者というものは、これからの新しい農業を活性化していく上においても大変貴重な、重要な職員である、いわゆる整理合理化という、単なるリストラの対象じゃないと私は思うんですね。これはもつと前向きに、これからの新しい農業基本法によって二十一世紀の我が国の農業を、食料、農業、農村というワンパッケージの中で、食料の安全保障の問題、多面的機能の維持の問題等々、日本の農業をいよいよ活性化させていくスタートをこれから切るわけであり、そういう中で一番大事なものは、こういう技術者なんですね。こういう技術者こそむしろ宝にして、前向きに中山間地域対策、これから森林についても公益化が進んでいく、農地についてもいわゆるデカップリング方式によって、この中山間地域の難しい、ハンディのある農業をいかに活性化させていくか、そういう中でこうした方々が前向きに、有効的にマンパワーを発揮できるように、そういう事業をつくっていくべきである。こういう人たちが、やはり合併して生きがいと士気が高揚できるように、そういう事

業というものを、それを緑資源公団が今後積極的に事業計画を立てて、新しい農業基本法と一体になって、こうした三百人の重要な技術者を前向きに活用していくべきである。こういう方々は、むしろリストラの対象になんかすることは論外だと思はる。この点について大臣はどう思われますか。

○中川国務大臣 先生御指摘のとおり、農用地整備公団、三百七十六名のうち三百人が技術者であり、しかも数十年間の蓄積の上に立った大変なプロ集団だというふうに私も理解をしております。したがって、残事業だけではなく、引き継ぎますJICA等から委託を受けた海外事業に対する積極的な対応、さらには、先ほど申し上げましたように、新たな基本法の中の大きな柱の一つであります中山間地域における林地と農地の複合的な整備、あるいは維持開発といったものについて、大いにこの新しい公団の中で頑張ってもらわなければならないというふうに考えております。過剰人員だと思いませんし、また、その持つおるエネルギーというものが十分生かせるようなスタートを切っていかなければならない。職員の方々に胸を張って新しい公団の中で仕事をしたいだけのように、また先生の御指導もいただきながら、我々も頑張っていきたいというふうに考えております。

○宮地委員 事務系の方が七十六人なんです。こういう方々については、むしろ今後、中央のスタッフですから、その点については機械化するなり合理化するなり、しかし、生首は絶対切つてはならない、先ほどの三党合意の第一項目を考えたら、こういうところの充足率はできるだけ厳しくして、技術者の方は充足率についても余りこれは削減する必要はないのではないか。むしろこれからの新しい農業基本法の線に立って、特に今回は自給率を明確化するわけですから、四一%まで下がったこの自給率を今後、五年、十年かけて最低五〇%以上に引き上げていかなきゃならないという我が国の最大の課題があるわけですから、そう

いう面では、特にこうした技術者については大いに力を発揮していただくべきであらう、私はこう考えております。

特に、農用地整備公団は、本来、農業の生産性の向上を目的としてつくられた公団であり、今までの、面だとか線だとか点だとか、こういうものがばらばら行政であったのを公団がまとめて、百五十ヘクタールから二百ヘクタールあたりを一つのワンパッケージとして、地域の活性化のために非常に貢献してきたと私は思うわけであります。本来的には、新しい農業基本法ができるときに農用地整備公団を今廃止することは果たしてどうなのだろうか、むしろ時代の流れは拡充の方向に向けていくべきではなかったか。しかし、特殊法人整理合理化という、行財政改革という一つの大きな、六百兆円に上るとする、国民に対する国、地方の借金が多くなるとする、国の財政再建もしなければならぬ、小さな政府にスリム化していかなければならない、この大目的の中で、今回、各省庁の統廃合がいろいろチェックされた中で、農水省はここを選んだのである。

私は、先ほど申し上げた与党特殊法人改革協議会のメンバーを見ました。大臣経験者が、ちょうど大臣の先輩の農林水産部長さんがメンバーに入っていました。恐らく彼が中心となって、農用地整備公団をターゲットにしてきたのではないかと。しかし、新農業基本法というものを、農業基本法の抜本改革をやるのだというものはもうこのときみんなわかっているのです。であるならば、農用地整備公団というものの重要性を考えたと、果たして廃止の方向に、ここをターゲットにしたことは適切であったかどうか、ここはチェックする必要があります。

しかし、今回、こういうように、一歩前進のため、森林開発公団に吸収、合併をして、新しい農業基本法に沿って前向きに、中山間地域対策あるいは自給率の向上、そういう方向に吸収、合併していくのだ、前向きにとらえて頑張るのだというのであれば、職員の皆さんもモラル

が向上すると私は思うのです。士気が向上すると思ふ。希望もあると思ふ。ただ、特殊法人の整理合理化の中でリストラされるのだ、廃止されるのだ、吸収、合併されるのだ、これではモラルは低下してしまいますよ。今回のこの廃止、そして森林開発公団に統合していくという事は、今後新しい日本の農業の活性化に大きな役割と責任を負っていただくのだ、だからぜひとも頑張ってもらいたい、こういう前向きな思考で今回の統合がある、私はこう理解しておるわけでございませぬ。

ぜひ大臣、そうした方向で職員を叱咤激励していただきたい。また、そういう方向に新しい事業の計画を明確につくって、希望のある仕事を与えて、彼らが安心して今後ともさらなる力が発揮できるように環境づくりをやってもらいたい、こう思いますが、大臣の見解を伺っておきたいと思ひます。

○中川国務大臣 過去の経緯は先生もよく御存じでございませぬが、今回、法案の審議、そして成立をさせていただいたならば、まさに今回の新しい緑資源公団というものが幾つかのメリット、緑資源公団の役割というものがありますけれども、今回新しく与えられた役割で一番重要なものの一つというのは、先ほどから申し上げておりますように、林地、農地一体となった整備ということ、特定中山間保全整備事業というものがあつたわけでございませぬ、これは、まさに今までの農用地公団だけでもできませんでしたし、森林開発公団だけでもできなかった事業だと思ひます。

そういう意味で、林野、農地一体となった整備というものは、そのほかにも中山間地域対策、いろいろハード面、ソフト面ありますけれども、そういうハード面での整備というものの一層の推進というもの、まさにこの緑資源公団が新たな役割を担ってスタートをしていくというふうに確信をしておりますので、先生の今の御意見というのは全くありがたく我々受けとめ、そして、先生の御指摘のように、目的が実現できるように督励を

ていきたいというふうに考えております。○官地委員 それで、今まで農用地整備公団がやってまいりました事業、実施している総合整備事業が約二十一区画、それから調査をしている農用地の総合整備が約十区画、この事業をやっている間は継続ですから、今の職員の皆さんはそのままだこの仕事に携わるわけですね。大体二十一区画で、私が今まで伺っているところによれば、二百二、三十人の方はこちらにタッチをされている。平均七年ぐらいの事業計画ですから、七年ぐらいたら大体仕事が終る、終わればそういう方々は新しい事業の方に今度は携わっていただく、こういうふうにして対応していくわけですから、そういう点については、職員の仕事の計画を明確にして、こういう職員の方々の具体的な方々は、具体的にこういうふうな新しい事業に携わって、さらなる日本の農業、林業の発展に寄与していただくと、こういうふうには示す必要があると思ひますが、林野庁長官、そういう具体的な事業計画については、いつごろまでに具体的な示すことができるのか、これを確認しておきたいと思ひます。

○山本(徳)政府委員 御指摘の特定中山間保全整備事業、これを、新しい公団で、新しく中山間の農地一体の事業として私も推進させていたたくことといたしております。既に、今年度調査地区二カ所を予定いたしております、これは、地元の方の申し出に基づきまして、公団でこの事業に取り組みむようにという御要請に基づきまして、今これから調査を始めようとしたところ、今この調査が、この事業について、各地域、各県で御理解が深まるにつれて、各地域、県を通して調査の申し出があれば、これを私もきちんとして受けとめ、具体的な事業に早急に入つてまいりたいと考えております。

○官地委員 ぜひ、林野庁長官、その辺はスピーディーに新たな事業計画を示して、現在の事業

が終つた方々が、さらなる士気が高揚して、希望を持って仕事にタッチできるように、そうした一つのビジョンなり計画を示していただきたい。これ以上詰めません。

構造改善局長に確認しておきますが、そうすると、今までやっていたような事業は、今後都道府県にこれは移管するようになるのか、いわゆる国営としては四百ヘクタール以上を一応基本としていますが、百五十ヘクタールから二百ヘクタールあたりの、こうした今までやっていた事業を今後新たに十二年度以降の場合には、これはどういうふうな構造改善局としては都道府県を指導監督して、さらなるこうした事業が進んでいくのか、どういふふうな担保しているのか、確認しておきたいと思ひます。

○渡辺(好)政府委員 公団事業の特質につきましては先生御指摘のとおりであります、この公団事業の特性というのは、区画整理等の農地整備、面に当たる事業と、農道とかかんがい排水といったものを一体的にやる事業でございませぬ。それぞれの工程につきましても、例えば区画整理等で申し上げますと、国営では四百ヘクタール以上、それ以外は受託面積二十ヘクタール以上、そういうふうな基準もございませぬ、それだけの基準でそれぞれの工程についていかなる工夫ができるか、いずれにしても、農用地の整備というものはこれから大事な仕事でございませぬ、工夫をしてそれぞれの事業の中でございませぬ、きつと考へております。

○官地委員 時間が参りましたので、大臣に最後に私は要望しておきたいと思ひます。いずれにしても、今回の特殊法人の整理合理化、その一環で農用地整備公団が廃止されることになるわけですが、私は、特殊法人の整理合理化というものは、国民から見ればやはり一つは、余りにもお役人の天下りが多い、そして、天下りをして何か渡り鳥のように転々として高給をいただいている、そして退職金をたくさんいただいている、そういう姿は少しおかしいんじゃないかという一つ

の批判があります。もう一つは、特殊法人の中に、果たして存在の必要性があるのかどうか、いわゆる税金のむだ遣いをしていないか、いかにいふような特殊法人があるのではないかと、いわゆる休眠状態のような。

そういうものと一緒にされて農用地整備公団が見られたんじゃないかと困るわけで、私は、農用地整備公団法の第一条の目的から見ても、まさに、新しい時代の新しい農業基本法に沿ってむしろ拡充して、そしてさらに、二十一世紀の新しい農業生産性の向上に寄与させる重要な公団ではなかつたか。

しかし、政府の画一的なリストラ政策の中で、今回このように、森林開発公団に統合され、そして、統合と同時に名前が緑資源公団に変わる、そういう中で、やはり農用地整備公団の職員の方々が士気を低下させたら大変なマイナスである。むしろ、三百人近い技術者がいる、これをどう生かしてどう活性化にお役に立っていただくか、そこが私は大事であらう。そういう点でやはり、もう少しチェックをして適切な対応をすべきではなかつたか、こう思つております。

しかし、大臣の先ほどのお話のように、前向きに今後はとらえて、農用地整備公団の廃止は決してリストラではないんだ、これからの日本の農業の活性化、発展のために、特に中山間地域対策の、森林と農業の一体化した再生のために大いに頑張つていただくと、こういうことでございませぬ、私どもはこの法案に賛成をさせていただきます、私どもはこの法案に賛成をさせていただきます、私どもはこの法案に賛成をさせていただきます。

どうかこのことを篤と農水省の皆さんは腹に決めて、ぜひ、農用地整備公団の職員が今後とも士気を高揚し、やる気を持って新たな使命と責任を持って対応できるよう指導監督していただきたい、このことを強く申し上げて、質問を終わりたいと思ひます。

○種殖委員長 次に、鉢呂吉雄君。

○鉢呂委員 きょうは、林野関係法案ということ、森林開発公団法の一部改正案、あるいは農災

法の一部改正案、農林漁業金融公庫法の改正案と、大変重要な法案が短い審議の中で行われるわけでありまして、端的に質問をさせていただきます。

まず、森林開発公団法の一部改正案について、現在の農用地整備公団が実施をしております農用地総合整備事業等を廃止することになっておられるわけでありまして、大臣は、この廃止する理由、事業もそうでありますけれども、まず、事業を廃止する理由を端的にお示しいただきたいと思っております。

○中川国務大臣 事業としては今すぐこれによって廃止するというものはないわけでありまして、けれども、いわゆる公団営事業につきましては、これから調査を始めようというもの等いわゆる全く新規のものについては今後はやらないということ、先ほど御質問もございましたが、継続二十一あるいは実施を前提とした調査十ということ、この事業が十数年かかるわけでございます、その間の残事業を新しい緑資源公団でやるということでございます。

また、新たに緑資源公団におきましては、先ほど御質問がありましたようにいわゆる新しい基本法、これはリストラの一環であると同時に、たまたま、平成九年の四月からたしか政府の新しい食料・農業・農村基本問題調査会がスタートした時期だと記憶をしておりますので、まさに行革の一環と新しい農政あるいは食料政策の基本的な見直しと同時期のごございましたので、そういう意味で、リストラ、特殊法人の見直しと、そして一方、新しい農政の基本政策、そしてその中の柱の一つがいわゆる中山間地域対策ということ、この場合に、農用地整備公団と森林開発公団とが廃止統合という形が、リストラを兼ねながら、新しい、その段階では議論が始まったばかりではございませんけれども、国会等でも議論がそろそろ始まった時期とも記憶しております、そういう時期での、統合も視野に入れた形で本法案を御審議いただいているということでございます。

○鉢呂委員 農用地総合整備事業を廃止する理由です。当座は、今実施中あるいは調査中の地区については残事業という形で緑資源公団がやるのですけれども、この事業を廃止する理由を明確に大臣からお答え願いたいと思っております。

○渡辺(好)政府委員 公団営の事業といたしまして、大規模、広域かつ集中投資、そして高い技術力で面と線とを一体としてやるというところ、この事業の特徴があるわけでございますけれども、一定の期間をかけたまま、またこれから十数年ございませけれども、やってみたりしました時代のリード役としての役割、それがむしろこの公団の持っている技術力をほかの、今後二十一世紀を担う新しい分野に振り向けた方がいいというふうな判断でございます、言ってみれば、これまで行ってきた事業を正当に評価した上で、この事業についてはそろそろ終止符を打った方がいいだろうというところで今回廃止をするものでございます。

○鉢呂委員 今調査中というのは十地区か十一地区あるというふうに思っていますけれども、こういう形で公団事業としてやるという構想中のものが全国各地であったのかなかったのか、その辺をお答え願いたいと思っております。

○渡辺(好)政府委員 御質問の趣旨にきちっとそぐうものであるかどうか確認できませんけれども、調査地区が十と申し上げましたが、実際には、申し出がございまして調査をやったはしというものが、たしか私の記憶では十七あったかと思っております。そのうち七地区につきましては当公団営の事業でやる段階にはないということ、そのうちから十だけを精選いたしました、現在、基本調査、地区調査にかかっているところでございませ。

したがって、希望は確かにまだまだあるわけでございますけれども、この調査を進めるにふさわしいところと十という線とを切っておる次第でございます。

○鉢呂委員 私はしつこく聞くわけでありませけれども、農用地整備公団を廃止するということで

ありますから、その事業、ほかの濃密生産事業とかそういうものはもう初めから廃止するというところをこれまで決めておりますから、それはいいのですけれども、この事業を廃止する理由というのをもう少し明確に大臣から答えていただかなければ、これは基本の問題でありますから、廃止の基本の問題でありますから。

○中川国務大臣 現時点におきまして、いわゆる公団営事業あるいは地方が主体の事業として公団事業、こうあるわけでありまして、公団事業のメリット、大規模かつ緊急性の高いものを高い技術力でもって集中的にやるというふうな事業のメリットというものは大変高いというふうには私に考えておりますが、一方では、一つの行革の議論の中で、最終的にこういう形になりました。

では、公団が今までやっておる事業についてはどうするんだということでございますが、これは、先ほどのやりとりもございましたように、合計三十一の新規あるいはまた継続事業を含めまして、それを鋭意進めていく。同時に、国営あるいはまた都道府県営等に振り分けをすることによって、最終的には、残事業をやり遂げることによって、農用地整備事業というものについては十数年後には自動的にその任務を終える。その間に、国民的あるいは受益者の皆さん方の御期待に沿えるような国営事業あるいは地方の事業の推進に向けて、また我々としてもバックアップをしていかなければならないというふうな考えをしております。

○鉢呂委員 今実施中のものについては、残事業という形で新たな公団で引き継いで事業を終了させていくということでございます。

また一方、大臣もお話しされましたけれども、この事業、公団事業というのは集中的に短期間で行っていくという性格の事業で、それが特徴なんだという御発言がございました。

現在実施中の地区が十八地区ありますけれども、これをいつ終了させるのか。大臣は、先ほどの質問で十数年という言い方をされました。きちんとした見通しを持つべきだというふうに私は思

いますけれども、いつを事業終了年次と考えておるのか、お答え願いたいと思っております。

○渡辺(好)政府委員 大臣から答弁申し上げましたのは、実施中及び調査中の地区全体について、最終的に事業が完了するまでに十数年という話を申し上げたわけでございます。

具体的に申し上げますと、実施中のものうち、濃密生産団地建設事業の一地区それから農用地等緊急保全整備事業の二地区、これにつきましては、それぞれ十一年度及び十二年度までに完了する予定でございます。

それから、農用地総合整備事業実施中の十八地区につきましては、財政の状況にもよるわけでございますけれども、平成十一年度当初予算ベースの予算額を前提にいたしますと、完了までにおおむね八、九年、この事業の平均的な工期が七、八年でございませますので、その程度で完了するだろうという目標を持っております。

○鉢呂委員 大事なことでありますから、少し詳細にわたりますけれども、例えば、今年度着工する京都府の南丹地区というのですか、これはまさに計画では十九年、ことしから始めて十年間かかることで計画を立てております。そのほかに、例えば青森県の下北中央、これは平成八年に着工して、計画では十三年に終了することになっておりますけれども、現在のところ、二九%の進捗率、平成十一年度の予算が十三億四千四百万、これに果たして十三年度までに終わるかというのと、私は、甚だ難しいと。

皆さんの再評価事業もやっております、例えば茨城県等々も中身を見せたいと思っております。事業が計画どおりいかないというところで、計画変更して早急にこれを完了せよという第三者委員会の指摘もあるわけでありませ。

今実施中の十八地区、これから始まる十一年度を別としても、例えば大分県の庄内あるいは青森県の下北中央、宮崎県の都城、これらは平成七年、八年に開始をすけれども、いずれも二〇%の事業の進捗率であ

ります。これは、相当統かざるを得ないと思わなければなりません。まあ局長でいいですけども、この計画の範囲内で終わらせることは到底不可能だと思えますけれども、いかがですか。

○渡辺(好)政府委員 ます、総体の数字から申し上げますが、十八地区の進捗状況はおおむね四割程度でございます。それから、御指摘がありました大分とそれから青森の事例は、それぞれ、大分が三七％、青森が四一％の進捗率となっております。この進捗率を前提とし、かつ予算が十一年度当初という仮の前提で計算をいたしますと、八、九年ということでございます。

私ども、この事業につきましましては、再評価の過程でも早期に事業を完了させるようにという指摘もいただいておりますので、予算の確保に全力を挙げたいと思っておりますし、それによりまして短期集中、早期効果発現という事業の所期の目的が達成されるよう努力をいたしたいと考えております。

○鉢呂委員 少し私の数字と、皆さんからいただいた数字でありますけれども、進捗率、これは何年の進捗率を言っていますか。それと、九年で終わるといふのは、すべてに關してですか、それとも今の三地区について言っておるんでありますか。

○渡辺(好)政府委員 進捗率と申し上げました四割の数字でありますけれども、総事業費に対してこれまで投入をいたしました……(鉢呂委員)「これまでという年数を言ってください」と呼ぶ。年数ではなくて事業費でございます。事業費ベースでの進捗率を申し上げます。(鉢呂委員)「ですから、十一年の事業費を入れてのものですか」と呼ぶ。十一年度当初予算に係る事業費を含めた数字でございます。

○鉢呂委員 いずれにしても、ここに述べておる計画の平成十三年ぐらいいは到底終わらないといふように言わざるを得ませんけれども、どうですか。

○渡辺(好)政府委員 私どもといたしましては、

この事業の特質である短期投資集中、早期完了という点に對して最大限の努力をしたいと考えております。

○鉢呂委員 中身を見ますと、やはり受益者の、いろいろな社会経済の変化、農業のこういう情勢に基づいて、皆さんが集中的とはいわながらなかなか完了できない事情がこの間あるようでありまして、計画を遂行できないという形で今日まで来ておる事業も大変多くあるというふう聞いております。

そういう中で、今実施中のものはすべて九年という形で終わるんだという方向が果たして可能なのかどうか、非常に疑問でございます。これについて、大臣、どのように考えますか。

○中川國務大臣 先ほど構造改善局長から、調査段階のものも含めてあと十二年ぐらいで終了したというところでございます。

確かに、現時点での進捗率は、低いものもあれば、もう既に今年度では一〇〇％終わるものもございまして、とにかく全体計画を実現できるように、我々としても、財政事情等々いろいろございまして、全力を尽くして頑張っていくべきだと考えております。

○鉢呂委員 今調査中のものを、引き継いだ公団でこれから行ふんだと、これは今十地区ぐらいいあるんでありますけれども、この引き継ぐ理由について明確にお答え願いたいと思っております。

○渡辺(好)政府委員 御質問の趣旨は、調査中の地区を引き継いで事業を実施する理由ということだろうと思っております。調査は、単なる調査のための調査ではございまして、実施の一プロセスというふうにお考えいただけましたらよろしいかと申します。この調査を始めて、地域における意向の集約、合意の形成、さらには各種の準備のための会合等が行われておりました。地元の期待もまた、この公団の事業によって、広域、大規模かつ短期集中で行ってほしいという期待も大きいわけでございます。

私どもは、地域の農業振興上の理由から考えま

して、この調査地区を残事業に含めることとした次第でございます。行政改革は重要な課題でありますけれども、同時に、地域の農業の振興への取り組み、これも配慮をしなければなりません。したがって、この調和点といたしまして、調査地区も残事業に含めることが適当と考えた次第でございます。

○鉢呂委員 前回の委員会で、継承する、承継する理由として、今もお話しされました広域、大規模な事業を集中的に行えるということでありまして、けれども、この事業の中身を詳細に見せていただきますと、農道、農業用道路、この比重が極めて高いわけであります。いわゆる面工事と言われまして、かん排、かんがい排水、区画整理、暗渠排水、とりわけ区画整理が多いのであります。しかも、その面積は国営規模以下という形でありまして、例えば、事業費の大変大きな大阪の事業は二百五十六億かかる予定でありますけれども、農業用道路が十九・八キロ、まあ二十キロということでは、この事業自体は非常に農道に比重を置いた事業ではございませんか。全体的にですと、すべて言ってもいいんですけれども。

私は、そういう点で、果たして、本当にこれが広域で大規模な事業と言えるのかどうか、その辺、もう少し詳細に答えていただきたいと思っております。

○渡辺(好)政府委員 農道の整備は、この事業の大きな要素の一つであることは間違いございません。幾たびか御説明申し上げておりますように、この農用地総合整備事業というのは、面的な事業と線的な事業を組み合わせ一体的に行うところにその特徴がございまして、その内容は、大規模かつ広域的、そして短期集中というところでございまして、事例を申し上げますと、区画整理等でございます。受益面積は百五十ヘクタール以上、これは、県営の圃場整備が二十ヘクタール以上でございますので、かなり大規模でございます。農道につきましては、受益面積千ヘクタール、延長十キロ

メートル以上、かんがい排水につきましては三千ヘクタール以上というふうな規模になっております。これらをうまく組み合わせまして、その地域における農業の生産性の向上と基盤の強化を行うというものでございます。

それから、ちなみに申し上げますと、工期につきましても、一般の補助事業に比ばますと一・七倍ないし二・七倍のスピードで完成をしております。規模も、総じて百八十億円ぐらいいだと思っておりますけれども、そのような大きなものがございますし、スピードも速いというところで、これまで、公団営としてその特徴を前に出しながらやってきたわけでございます。

○鉢呂委員 私が言っているのは、大規模性という言い方をしておりますけれども、道路は二十キロ内外ですから極めて長い距離でありますけれども、面工事については、今全部言ってもいいんですけれども、ほとんどもが二百ヘクタール以下。例えば、大臣の地元の北海道の幕別町、幕別地区というところで、農業用道路が十三・九キロメートル、十四キロメートルです。ですから、今現在、道路を十四キロつくるということは、かなりこれは大規模であります。しかし、これも後からいろいろ質問しますけれども、必ずしも農業用道路、農道としてつくる必要があるのかどうか疑問に感じます。そこにおいては、暗渠排水、客土等に比べて、必ずしも大きなものではありませぬ。私は、そういう意味では、調査中のこの地区にはならないのではないか。

あるいは、後でまた集中的に行えるということの中身をお聞かせ願いますけれども、私は、集中的に行えるという理由が、公団だから行えるという条件をつけているだけでありまして、これらについて、別の事業体でやった場合に、果たしてそういうインセンティブを与えた場合に、できる事業ではないかというふうに思うわけでありまして、御答弁願います。

○渡辺(好)政府委員 別の事業体で行うという先生の御趣旨が、例えば都道府県営でやってはどうかというところで受けとめさせていただきますと、三点ほど申し上げたいんですけれども、第一点は、廃止されるべき事業のために都道府県が新たに人員を雇入れ、組織体制を整備するというのが果たしてこの世の中の流れに合うかどうかという点について私は疑問を持っております。

それから、技術水準等につきましても、これまで公団が日本全国いろいろな地域でいろいろな農地を扱うことになって得た高い技術力、これを生かすことができるわけでありまして、新しい緑資源公団における人材を、そして技術力を活用するというのが一番適当ではないかというふうに思っております。

最後に、もし都道府県営でやったとして、そこに組織ができた場合に、その公団営に振りかわる事業に充てられるべき人員が、事業終了と同時に、言ってみると人材のデッドストックになるわけでございます。それよりも、日本全国に足場を持つ緑資源公団がこれを実施する方が効率的であるのではないかなというふうに私は考えます。

整理をして申し上げますと、事業を考える際の視点というのは三つございまして、公団でなければできない事業、公団が行うことがふさわしい事業、公団が行うことで効率的な事業、この三つの観点から、残事業は新公団に承継をするというところがふさわしいと判断をした次第でございます。

○鉢呂委員 私の北海道にも調査中のものが一カ所あるわけがあります。また、最近、今言いました幕別あるいは根室東部、平成七年、平成十年と事業を着手した新しいものがございます。こういったものが、今言われたように、都道府県でその新たな人員を確保しなければならぬ。あるいはその技術力がない。事業費を聞かせていただいてもいいんですけれども、ほとんどが農道主体であります。あるいはまた、区画整理、暗渠排水等

を集めなければならぬというふうなものであ

るのかなのか、私は非常に疑問に思うところでありませぬ。

こういったものの精査はきちんと行われておるのか。先般の質問でも、都道府県への移管が困難である。しかし、調査中のものは、まだ農水省の段階での計画実施方針の作成段階でありまして、まだ公団には行っていないのであります。

公団に来るのは、事業の実施方針を決定してそれを公団に移管するわけでありまして、その段階まではまだ農水省と都道府県の段階の事業であります。もちろん、それはこの公団の事業としてやるという形で構想あるいは相談、協議はされておるといふふうに承知はしますけれども、果たして、局長、これが高い技術力と集約的、まあ集約的については後で申します、高い技術力と人的なものがないければ、公団でなければできないということの理由になるのか、明確に答えていただきたい。

○渡辺(好)政府委員 まず技術力の方から申し上げますと、先ほどの繰り返しに一部なりますけれども、北から西の端まで、大変いろいろな、例えば九州の特殊土壌地帯、豪雪地帯、地すべり、そういうところで事業をやっているわけでございますので、その技術水準というものは群を抜いている、相当高いものだろうというところは自他ともに認めるところでございます。

それから、調査地区の問題につきましては、確かに、先ほどの答弁の中で、十七のうち七については私どもの中でこれは公団営の事業として移行させるべきではないという判断をして落としていくわけでございます。残った事由につきましては、先ほど来申し上げておりますように、地元の方、先ほどの答弁の中で、十七のうち七については非常に高い期待もございまして、それなりの準備も進められて、実施のプロセスの第一段階にあるわけでございますので、これを落とすわけにはいかないというふうに考えております。

そして、先生が農道の話を主に御指摘いただきましたけれども、工種がそれぞればらばらで行われていて、それだけの工種が

一体となって地域全体を振興させるといふところ

にこの事業の特色があるわけでございます。

それから、集中の問題につきましても、先ほど申し上げましたように、他の補助事業に比べれば一・七倍ないし二・七倍のスピードで行われている、総事業費の規模につきましても百八十億程度というところで非常に大きいわけでありまして、そういう点からもこの新公団が引き継ぐべきことというふうに思っています。

さらにもう一点申し上げますと、この都道府県の実情、先生の方が詳しいかもしれませんが、大抵、大体一つの県当たり十ぐらいの農林事務所とか土地改良事務所を持っておられます。そこで、一事務所当たり二十人ぐらいの方が四十二地区ぐらゐの県営事業を担当しているというのが平均的な数字なんだろうと思っております。仮に、現在の調査事業等を県営に移しますと、恐らく各県は新たに十一人、バックアップ体制も含めると十七、八人の人員を雇用しなければならぬという状況になるわけでございます。これは全体の流れからして合理的ではないのではないかなというふうには私どもは考えております。

○鉢呂委員 その技術力からいいますと、確かにそのものを見れば必要だという形も見えます。しかしながら、都道府県の土地改良事業の方がこの公団単独の事業量よりも数段多いわけでありまして、全くしてない、全然土地改良事業をやっておらない都道府県にこの事業をおろすのであれば局長の言われたこともわからないわけではありませぬ。しかし、もう少し具体的に言ってもいいんですけれども、都道府県が受け皿がないか、私はないとは思いません。

例えば大臣の幕別町、農道が十四キロ、暗渠が百五十四ヘクタール、客土が三十七ヘクタール、土層改良が三ヘクタールであります。いずれも言ってみればそう難しい事業ではないのであります。そういう点で、きちんとした方向をつけて詳細に精査をして、例えば都道府県に、この移管が

できないかどうか相談をされましたか。

○渡辺(好)政府委員 日ごろ、私どもは、都道府県とも、それからこの事業の調査あるいは事業を実施している市町村、これは単一の市町村じゃございませぬけれども、何市町村かにわたることの方が多いわけでありまして、そういう方々と接触をしております。皆さん方の御要望は、ぜひ公団営でやってほしいということでございます。

○鉢呂委員 公団営でやってほしいという理由は、有利な条件があるということでありまして、大臣。それは何か。都道府県の負担の方法が違うのであります。

大臣も御案内のとおり、公団営は事業を完了してから財投資金の支払いが始まります。都道府県のですよ。多分、農業用道路はほとんどが都道府県が負担をする、あるいは市町村が負担をするということになっておるのではないですか。農家の受益者までいかないと思えます。

そうしますと、これは事業完了後に、据え置きなしてありますけれども、十五年の財投資金、公庫資金の支払い。大臣、国営等は、借入れをした、例えばことし事業をやった場合にはこれだけの都道府県の負担が起る、そうすると、直接払う方法もありませんけれども、財投資金を借りたら、その翌年から、据え置き三年でありますけれども、十三年の支払いが始まる、ここに大きなメリットがあるから、都道府県は、農道が二十キロ、三十キロという長い道路ですから、これをぜひ公団でやっていただきたい、それが実情ではありませぬか。

公団は、そういう条件を、例えばそのほかに過疎債がつくとか、あるいは普通交付税措置がされるときか、元利償還に対してです。そういうものがきちんと都道府県に、例えばこの今の調査中のものについて、そういう条件を移管していただければやれるというふうな言っておるのではないですか。

○渡辺(好)政府委員 先ほど来の繰り返しになりますけれども、財投を活用してやっていますこの公

団は、先ほど来の繰り返しになりますけれども、財投を活用してやっていますこの公

団は、先ほど来の繰り返しになりますけれども、財投を活用してやっていますこの公

団営の事業の最大のメリットは、やはりほかの事業に比べて非常にスピードが速いということであり、先ほど、一・七倍ないし二・七倍のスピードで行われているというふうに申し上げました。やはりできるだけ早くその事業の効果が発現するというのが、だれしも非常に大きな期待とするところであり、要望とするところであり、強いのだからというふうに私は思います。

それから、都道府県営でカバーしたらどうかという問題につきまして、私先ほど、人員確保の問題を申し上げました。今の事業規模を都道府県営に移せば、各都道府県はそれぞれ新たな人員を相当数抱えなければならぬ、そしてその人員はこの事業が終わったときには必要なくなるといふことを考えますと、やはり現在の技術と人を引き継ぐべき緑資源公団において行おうがむしろ効率的、効果的ではないかというふうに考える次第でございます。

○鉢呂委員 今スピードが、事業進捗動向が二倍以上速い、その理由は何ですか。

○渡辺(好)政府委員 先ほど答弁の中で申し上げました財投の資金をうまく活用して、事業費の総額を確保しているからでございます。

○鉢呂委員 財投資金は、ほかの土地改良事業も農林漁業公庫資金を借りられるのであります。なぜこちらが速いのですか。

○渡辺(好)政府委員 やはりそれだけの人員と能力を持っていて、速いスピードで事業が行われるという体制があるから、また財投の方でもそれなりの金額が充当されるということなのであります。

問題は、機動的に人材や技術力をそこに集中できるかどうかというところにあるかと思っております。

○鉢呂委員 局長は、財投資金がスピードに適用できるというお話をされましたけれども、それは理由にならない。また、そうであれば、調査中のものを都道府県に引き継いだ場合に、そ

のことをさせることができるというふうに思わざるを得ません。

同時に、大臣、この調査中の十地区、ことし、平成十一年はやつと新規の全体計画を一地区指定するといふ形になるようでありませうけれども、先ほど、十数年、十二年ぐらいで終わらすというふうには言いましたけれども、どのぐらいこの調査期間がかりませうか。

○渡辺(好)政府委員 一地区当たり、平均的には二年あるいは三年のものもあるかと思っております。

○鉢呂委員 そのぐらいで終わらばいいのですけれども、必ずしもそういう状態になっておりませぬ。

したがって、大臣、資金投入はスピードにいくのかもわかりませぬけれども、先ほど、例えば茨城県の奥久慈地区ですとか、極めて長い期間を要しておるといふことで、皆さんでつくっている再評価システムのこと、もうこの辺で事業を打ち切るべきである、いわゆる面の工事は計画にはいかないけれども、早急に終了すべきであるというような指摘を受けるように、大臣も御案内のとおり、受益者のいろいろな考えで長くなるのが普通であります。

したがって、本当にこの事業が役割を終えたというところであれば、きちんとした見直しを持って、実施中のものについては本当にスピードにやるのであれば、ことしから始まった事業もあるわけでありませうけれども、通常の範囲内できちんと終わらすということが私は前提にならなければならぬ。ましてや、調査中のものについては都道府県にも相談をしておらない、あるいはその中身について見ますと、都道府県ができないものではない。人員的にも公団がだんだん先細りになるわけでありませうから、果たして、全国北から南から知っているからと、果たして、全国北から南から知ることからいいますと、きちんとした見直しを持ってこの事業を終了させるというものが大臣の姿勢でなければならぬのではないかと

私は思いますけれども、大臣の御答弁を願います。

○中川国務大臣 私も、多分先生と同じ資料を見ながら答弁をさせていただいていると思っておりますが、先ほどから何回も局長が答弁しております。うに、やはり地元の要請が非常に強い。これは、財投から直接に入るお金でございますから、しかも償還方法が普通の国営事業とも違っております。そういうことでございます。

○%というふうなデータもございませうけれども、十一年度の事業費を見ても、やはり非常な業のあり方云々と言われているこの世の中の風の中で、ほかの事業に比べますと、十一年度についておられます事業費につきましても、あと何年で、トータル七年なら七年でできるかと言われる、なかなかこの進捗状況を見ると厳しい地域もございませうけれども、国営事業なりほかの事業に比べますと、財投からのお金が直接的に入っているというところもございませう。この実施状況というのはやはり他の事業に比べてスピードが一段と速いというふうに私自身は考えております。

○鉢呂委員 大臣、これは政治的な判断をしなければならぬ問題ですけれども、今大臣が述べられたことは、それはもちろん部下の方はそういう具申をしているかと思ひますけれども、果たしてそのスピードアップなりあるいは公団がやらなければならぬ理由としてその有利性、いわゆる財投資金を直接大量に投入できる、あるいはそういう条件整備を、残事業でありますから、都道府県に移管する場合に移管する中できちっとそういうものをつけて行おうという判断をやはり大臣がしなければ、これはだれもできません。どうしてもこの公団がやらなければならぬ非常に複雑な高度な事業というところであれば、私は納得します。

しかし、一たん廃止を決めたものにもかかわらず、私の見直しでは、この資金の償還も兼ねますと、やはり二十年以上この事業を引きずることに

なりません。事業自体だつて、これは十年、なかなか終わらせません。今申されましたように、十二年、もつとかかるかも知れませぬ。そういう形で果たしていいのかわるか。あるいは、その受け皿としての都道府県が全くないというところであれば、それはもちろん納得できません。しかし、そういうものの判断をきちんとしていただければ、特殊法人の統廃合というものの性格そのものを踏まえたものにならないのではないかと、これは、私も国民全体の責任を負った形で質問しております。

もちろん、私も、生首をとるとか、職員の見直しについて、いろいろ不安感はないような形のものがある。今の法案に一つもございませぬから、私もそれはそれをきちんとしたいというふうに思っておりますけれども、そこはそことして、まずこの事業について、今私のこの質問に対して、細かい質問になりましたけれども、ここまで精査をして質問をしなければ、なかなか、何か、残事業だからやればよい、調査中のものをやるといふ形には絶対ならないんですね。まだ農水省段階のことなんです。

それだけの条件なり、あるいは施工上の有利性がきちんとあるのであれば、私も納得できません。しかし、ここはやはりきちんとした判断をしなければ、何のための廃止なのか、見る人が見ればこれは統廃合になります。先ほど大臣も、廃止と統廃合を一緒に言われましたけれども、これは農用地については廃止なのであります。そこを踏まえた適切な判断を大臣としてすべきじゃないか。もう一度御答弁を願います。

○中川国務大臣 まず、この農用地総合整備事業というのは、地元のニーズが極めて高いという中で進んでおるもの。それから、そのニーズもかわりませぬ、今局長から答弁されましたように、どうしてもというところが十七あったにもかかわらず、十だけ着工を前提とした調査に入っている。これはいづれ、実施設計なりあるいは着工ということになっていくのであろうというふうに思ひます。

一方、この行革のそもそもの平成九年六月の議
論というもので、国がやるべき仕事の効率化
といましようか、行革というそのものの議論
地方分権、あるいは仕事そのものをもう全部そ
場でやめちやえ、いろいろな考え方があったの
であらうと思いますが、先ほども申し上げたよう
に、この事業については、受益者はもとより関係
自治体の皆さんの御要望が非常に高い。だから、
そこで全部やめたというわけにはとてもいかない
であらう。

あるいはまた地方に、先生御指摘のように県な
りあるいは複数町村に移譲する。これも、先ほど
整備公団の優秀な技術者について議論のやりとり
というか、同じ方向での御質問をして答弁をさせ
ていただきましたが、これだけの技術集団がい
る、この事業の途中から、いきなり都道府県なり
それ以下に、あと残り五年、三年という段階で、
すばんと残す。あるいはまた調査段階も含めて、
調査まで行けば、これは着工を前提とした調査で
ありますから、そういう意味でももうその段階か
らは整備公団の方に仕事が行っておるわけでご
います。

そういう意味で、地方分権だから、整備公団の
事業は都道府県に移管したらいいのではないか、
これも一つの御意見だったと思えますけれども、
しかし現実を考えると、これだけの技術集団が
やっておる仕事を無理やり自治体に移管するこ
とによるいろいろな意味の逆のコスト高、あるいは
また事業遂行の上での混乱等々も予測しなければ
なりません。

そういう意味で、せめて残事業、着工が決まっ
ておる調査も含めまして残事業までやっていくこ
とが、行革あるいはまた地方分権、そして新たな
役割であります農用地を整備するということから
見ても、総合的にこういうやり方方がいいのではな
いかということ御提案申し上げ、御審議をいた
だいているところでございます。

○鉢呂委員 いろいろな理由づけはできませんけれ
ども、いわゆる国も財政が非常に厳しい、これは

大臣御案内のとおりです。あるいは、今の特殊法
人がそういう形で、それはもちろんいろいろな障
害、痛みを伴う問題も多々あります。しかし、や
はりこの事業の自身、工事の自身等を勘案し、ま
た受け皿たる都道府県等を勘案したときに、大臣
の今の御答弁はとても説得力を持たない、私はそ
う思います。

そういう事業の有利性というものをきちんとして
管事業の中に発揮させれば、まず一つも問題はな
い。農道をつくる技術、あるいはいろいろな事業
を進める上で、公団でなければできないというこ
とは、今の日本の農業土木の技術水準で、私は、
それはとり得ないことである。それはいろいろな
理由はつけられます。しかし、私、細かいことにな
りましたけれども今一つずつ指摘をさせていた
だきましたけれども、今の事業の有利性というの
は、どうしてもこの公団でなければならぬ有利
性ではないのであります。

もちろん、有利な条件を設定しているから都道
府県もやっしてほしいとなるのも当たり前であ
ります。農道が主体の事業について、これはもう
これでやった方がずっと有利だということではだ
れにも明らかでありますから、そういうものに
寄りかかって、調査中の事業までこれでやるとい
う形は、私は、将来のとるべき方向でないとい
ふふうに大臣に訴えておるのであります。

いろいろな難しい問題はあります。もう一度聞い
てもこれは同じ答えかと思えますけれども、やは
り大臣としての決断といえますか判断をぜひ私は
求めていきたい。確かに、法律的にはそういう形
になっております。しかし、調査中のものを含め
てもう一回精査をして、もう一回都道府県に相談
をするという形をとることだけは約束してくだ
さい。

○中川国務大臣 新規事業調査につきましては、
既にもう事業費がついておりますのが大半でござ
います。それから一般論としては、公共事業の見直
しというものは最低五年に一遍、あるいは必要に
応じては随時見直しをしてチェックをしていくと

いうことは、公団事業にかかわらず、農林省の
やっております公共事業についてはそういう
チェックをやっておきますので、そういう観点か
ら、常にその必要性を見ながら、一方では総合
的な公共事業のチェックというものを今後ま
す敵しやっつけていかなければならないとは考
えております。

○鉢呂委員 全体計画を設定して事業費がついて
いるのは三地区だけでありまして、残りはまだ農水
省の手の中にあるわけでありまして、まさに基本
調査計画を樹立したり、地区の調査計画等々を
やっておるわけでありまして、そこはまだ公団が
やるというところまで、もちろんそれは前提とし
ているかもわかりませんが、十地区のうち
三地区以外は変更というものは可能なわけ
です。そういうものについてやはりきちんとして見直
しをするべきである。その調査中のものについても
一回御答弁願いたいと思えます。

○渡辺(好)政府委員 先ほど来答弁申し上げてお
りますけれども、公団でやることを前提としない
というふうになしたか先生はおっしゃったと思うの
ですが、基本調査なり地区調査の決定をし、調査
のための予算がつくというところは、この公団の
事業でやるということ前提にやっております。

先ほど、私、意向の集約あるいは合意の形成と
いうふうに申し上げましたけれども、具体的に
は、やはり調査段階において、地元の準備活動と
して市町村が中心になり、協議会が設けられ、農
協、土地改良区、森林組合、漁協あるいはその他
もろもろの関係機関がこの地域における構想を相
当密に連絡を合しているわけでございます。
そのプロセスというのは、あくまでも公団管でや
るということ前提に行っております。

地元の関係農家の中から推進員を選出したしま
して、この推進委員会の中で、事業内容の説明会
を数回にわたって開催する、先進地を見に行く、
いろいろな勉強をする、啓発活動も行う、それか
ら事業計画案や調査状況についての説明会も開催
する、意向調査も実施するといった積み上げが既

にこの調査の段階で相当重ねられているわけでご
ざいますので、これをそのままでは足りないスタイルの事
業に切りかえるというのは、地元の期待、地域農
業の振興という点でむしろ逆行するのではない
か。

この際、やはり調査地区につきましましては、地元
の意向を最大限に尊重し、地域農業の振興のため
に残事業として取り扱うことが適当だろうとい
うふうに私どもは考えております。

○鉢呂委員 事務局が答えればそういう答えにな
らざるを得ません。
大臣、私は、そういう前提としてやっておるこ
とは認めておるわけでありまして、やはり
きちんとした誤りない判断をしなければ、ず
るべつたりどこまでも行きます。ですから、調
査中のものは今立ち返ることは可能なわけであ
ります、農水省の中での都道府県あるいは地元との
協議でありますから、そういうものをきちんとして
直すということがなければ、単に、嫌々ながら合
併をした、事業はそのまま継続しているんだとい
うことになりかねないわけでありまして、長期間の
事業だけに、やはりそこは区切りをつけるなら
つけるということを大臣が指示しなければ、変
わっていかない。また、そのことができる。

もちろん、私も全部を承知しているわけであ
りませんから、どうしても公団でやらなければなら
ないという事業も地区もあるかも知れません。
しかし、構想中のものをやめたわけでありま
すから、調査中のものもやめることは可能である。
もう少し詳しく話をしてもいいのですけれども、地
区にかかわることありますから。

例えば北海道の内浦、私の地元のところでは
よ。単純に別の事業でということについては問題
があるかも知れません。しかし、公団並みの条
件をきちんとして付すということになれば、そうい
うことが可能になるというふうには私は確信をして
おりますから、大臣はそういう点を見直すと。
せっかく今、やっつけてやっつけて、どうにもなら
なくて見直しをかけている事業もあるわけであり

ます。これは公団の運営とも絡むから、私は、今
緑資源公団発足に当たって、後になって、やはり
この程度のことであれば都道府県でもやれたのに
ということにならぬような体制を、出発に当たっ
てとっていただきたいというふうに思います。

○中川國務大臣 先ほどから伺っていますと、公
団運営の事業というのは非常に有利だ、だから要
望がある、だけれども、行革絡みであるのだけ
ら、既存のものあるいは新規のもの、さらには調
査地区で予算のついていないものについては都道
府県等に回していったらどうかという御質問
でありとすれば、その移行過程においては、
やはり地元の方々の長い間の要望、しかも、先
生も御経験だろうと思いますが、国費で調査が
ければ次は実施設計ですよ、着工ですよ、あるい
は、来年あたりは着工ができそうですよというよ
うなことを、我々も、地元の要望に対しては頑張
りますよということを、要望をいただければそうい
う努力をするわけでありませう。

そういう意味で、農用地整備公団がやっており
ますこの農用地の整備事業がいまニューであれ
ばあるほど、新規のものがなくなってしまうこと
に対して厳しいおしかりがなければ、我々として
も、申しわけありません、行革の絡み、あるいは
また、緑公団での新しい仕事という答弁をさせて
いただくことになるわけですが、いい仕事
だけれども廃止をして、都道府県に移管をしろと
いう先生の御質問には、どうも私自身、先生に対
して御納得のいく御答弁ができないと自分自身で
も思っていることをまことに申しわけないと思
うわけでありませう。

そもそも、いい事業だということを生先生が認
めただけでいい以上は、その二十一地区あるい
は十地区についてだけではなくて、これからはそ
ういうものを、要望を実現すべきだというよう
な御質問に対して、我々が、困って困って、答弁が
できないという形であるべきではないのか
と。勝手に組み立てて答弁してまことに申しわけ
ないのではありません。

したがって、できるだけ前広に、廃止が決
まっておる特殊法人でありますけれども、調査等
も含めて、敷設したもについて、新規も含め
まして、その分だけは完成まで頑張っていこう。
一方では、先ほど申し上げましたように、公共
事業全般につきまして、この農用地整備公団の事
業につきまして、五年に一度定期的に、あるいは
定期的ではない場合であっても、事業の見直し
等々の作業というものはこれからはますますさ
ちんとやっつけなければならぬというふう
に考えておりますので、ぜひとも先生の御理解を
いただいております。ぜひとも先生の御理解を
いただき、あるいはまた、効果がないうことであ
れば、我々としてもそれに対する対応というものを
当然考えていかなければならないと思っております
ところであります。

○鉢呂委員 最初に私は、大臣に、公団が行って
おる事業を廃止する理由についてお聞きをしたわ
けであります。何か事業に、国民の要望がさらに
強いというふうな御答弁でありますけれども、や
はり本当に必要であれば、これを存続させる政治
的な判断があつてしかるべきだし、本当に必要で
あれば、そこを踏まえて、いろいろな技
術力ですとか、類似の事業が都道府県にあるとい
うことを勘案して、これを廃止に踏み切つた。こ
れは、非常な行革の感もあるでしょう。
ですから、そういうものをきちんとして踏まえた対
処をしなければ、何か嫌々、事業があるのだけ
ども、やらざるを得ないというふうな形をとるこ
とであれば、緑資源公団の運営についてもいさ
さかおかしきような形になりかねないというふう
に思っております。特に、調査中のもの
で、それも一地区や三地区ではなくて十地区も今
後やっつけようという形に、今後の公団運営につ
いての大きな問題が残ってくるのではないかと
いうふうに私は思っております。

規事業であります。農林地一体の整備を行うという新
規事業であります。特殊法人の新たな事業につ
いても、本当にそれが必要かどうか、そこをきちん
と精査したいというふうに考えています。そこ
で、その新しい事業をぜひこの公団でやらなけれ
ばならないとする理由を述べていただきたいと思
います。

○山本(徳)政府委員 農林地一体の新しい事業で
ございませうけれども、これは森林所有者等では整
備の期待したい森林を対象に、水源林造成事業
を実施いたしておりますが、その地域を対象に、
急傾斜で農業の生産条件が不利なため、森林と農
用地の一体的整備が必要な地域がございませう。
このような中山間地域の現状と食料・農業・農村基
本問題調査会の御答申も踏まえまして、上下流の
水源涵養など、森林と農用地の有する、広域にお
ける公益的機能と、地域の活性化を図る観点か
ら、都道府県の申し出によりまして、水源林造成
事業と農用地の整備、農林道の開設、また、用排
水施設の整備、耕作放棄地の林地転換等の事業を
総合的に、また有機的な連携をもって実施するも
のでございませう。

公団を事業主体とする意味は、水源林造成につ
きましては河川の上流域の地域を対象といたしま
すが、一般に、受益は下流域の地域でございま
して、複数の県に事業実施と受益地区がございま
る場合が多々ございませう。また、水源林造成事業に
つきましては、伐期五十年程度の分取方式により
まして造林を行い、森林を整備していく事業で
ございまして、五十年程度の長期にわたって、資金
を公団が拠出するという事業でございませう。
また、受益面積は一千ヘクタール以上といたし
ておりますが、このような大きな事業規模になり
ますと、都道府県の農業担当の技術者等、林業も
含めまして、二百人程度というのが一般的でござ
いますけれども、この事業を実施するために、工
期は七、八年程度を予定いたしておりますけれども、
も、もし仮に、都道府県で実施するとすると、地
区数はおのずと限定されますので、この七、八年
の間に、これは専門の技術職員十名ないし二十
名、必要になってまいります。このためだけにそ
の期間、職員を張りつけ、また、事業が終了する
とその人員は過剰になる可能性がございませう
で、地方の行革の観点、また農政、林政の円滑な
推進の観点から、決して好ましくない面があるとい
う点。

それから、農用地公団の技術者を承継いたしま
すこの緑資源公団において、農林地一体の有機的
総合的な整備ということ、森林整備、農用地整
備に、北海道から九州、沖縄までの、技術に精通
した専門の農林の技術者を効率的に活用できる
点、また事業主体が単一でございませう。
先ほど申し上げましたような事業は、県営で
あつたり、また、県営の場合も、農林部局あるい
は林業部局と部局が違つている場合もございま
すし、あるいは市町村営、土地改良区営というよう
なこと考えられます。これらのさまざまな事業
を別々の事業主体が実施するということになりま
すと、事業主体のそれぞれの財政事情や、また事
業の緊急度あるいは優先度に対する考え方の違い
から、事業間の競合が生ずるといふようなこと
もあるわけがございませうけれども、一つの公団で
実施する場合には、効率的にかつ早期の事業効果
の発現を目指して、有機的な連携を持って事業の
進捗調整を行いつつ早期の完了を目指することが
できるという点がございませう。

私どもは、あくまでこの事業は、法律上、県の
申し出に基づきまして事業計画を策定して事業を
実施することになっておりますし、また、計画の
策定の前段階として基本調査、地区調査というの
を実施いたしますが、これも、県の申し出に基づ
いて基本調査を実施する、さらに申し出に基づい
て地区調査を実施するというのが通例でございま
す。さらに、法律上は計画を策定する場合にも県
の申し出という、通例三段階程度、県はこの事業
への点検それから申し出というプロセスを経て、
あくまで県、それから当然のことでございますけ
れども、地元の御要望に基づいておるものでござ
います。地元の御要望、県の御要望に基づいて、
私どもも公団の事業として実施させていただきます

九

ことにいたしております。

○鉢呂委員 ちよっと御答弁を簡単にしてほしいんですけれども、全部言われても困りますから、一体でやらなければならぬ理由、今聞きますと、河川の上流地が水源地域ということで、水源林の造成をする、そことの関連で一千ヘクタールの農用地の関連事業をやらなければならぬという理由が全く浮かび上がってこない。要するに、水源林の造成は一方でやる。もちろん、中山間地域の、水源林の近いところの農林一体の事業であれば、私はわからないわけではありませぬ。またそれは別の事業がございます。しかし、一千ヘクタールの、下流の、まさに河川を中心にしての事業であればわかりませぬけれども、水源林という形の、森林開発公団がやっておる水源林造成との関係が全く出てこないというふうに思います。

大臣、これはきちっとした大臣の御答弁を、事務的ないろいろなことはいいですけれども、なぜ一体としてやる理由が出てくるのか。出てこないとは限りませぬ。私もわかりませぬ。耕作放棄地とか、それはまた別の事業がちゃんと予定をされております。そんなに大規模でないことは、山林の、水源林の近間にある耕地の問題、場合によっては耕作放棄地を林地に変えるとか、そういうこととの連関は別の事業があるのであります。

下流一帯を含めて、大きな事業として秋田県、熊本県で取り組む。これは先ほど言った、農用地整備事業、名前を変えて、水源林という本場に別の形のものをつけ加える。私は、一体の事業はもちろん大事です。それは事業としては連携をきちっと密にしてやるべきことであって、何も一つの事業の中でやるという性格のものではないのではなからぬかというふうに思います。

○中川國務大臣 例えは水の管理にしましても、全国百六十八の流域で、都道府県をまたがった形で水の管理をしていかないと、山あるいは川中、川下ということができないんだというところで、十年近く前からそういう把握の仕方をしておりませぬが、一方では、新しい基本法あるいは大綱の中

で、中山間地域というものの位置づけ、特に公益的な機能から見た位置づけというものははっきりというる形形で、法的にもまた財政的にも、バックアップ、整備をしていかなければいけない。そしてまた、そこには林地と農地とがあり、しかも、残念ながら、その農地というものが、定住あるいはまた所得の確保という形で今までいろいろな体制をとってまいりましていたけれども、どうしても耕作放棄地にならざるを得ないというところも耕作放棄地にはいませぬから、林地一般の整備と並んで農地から林地への転換というようなこともこれから考えなければいけないというたような、さまざまな複合的な、線的、面的あるいは人的、いろいろな面の日本の国土の特殊性に基づいて中山間地あるいは川、そして農地、林地というものを総合的に整備していく。

その根っこは水源林の造成ということが一つの根っこであるわけでありませぬけれども、それを一定規模以上のものにつきまして、都道府県知事の申し出に基づいて多面的といましようか、一つの大きなくりの中で、川下も見据え、川中あるいはまた中山間という面的な部分も見据え、新しい事業として例えばそこに道を一本通す場合でも、今まで農道、林道というのでかなりはつきりとした区分けがあったわけではございませぬけれども、一本の道でも、それは農道といえれば農道、林道といえれば林道という形で、産業道、生活道としての役割もより密接なものにしていこうというところが特定中山間保全整備事業ということではございませぬ。

まさに新しい時代、あるいは国土の多面的な機能、特に中山間地域における公益性の維持という観点から非常に大事な事業だというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたしたいと思います。

○鉢呂委員 農水省の事業で既存の事業として、農林地一体開発整備パイロット事業、これは農林地の開発、整備を効率的に実施するために、一体の農林地、あわせて農地造成を行う事業という形

で既にあります。これは全国七地区ぐらいでやっておるわけでありまして、もちろん大臣が今言われませぬように、中山間の事業は、この事業でできるわけでありませぬ。

河川全体の、水系全体の下流の大きな面積をフォローしながら、農林一体のこういふ公団の新たな事業、私は、ここまで一くりにしななくて、連携を密にしてやる方がむしろ事業は適切にできる。何も勝手にやるわけではありませぬ。水利権の問題もあるでしょう。連携をとらざるを得ないわけでありませぬけれども、それをどうもとやめていくということには私は大賛成でありませぬけれども、公団でやらざるを得ない、やるんだという理由がもう一つ説得力がないというふうに思っています。

○山本(徳)政府委員 農林地のパイロット事業、これは計画は一つでございませぬけれども、それぞこの事業主体がございませぬ。

○鉢呂委員 あくまでも地元の要望ということ

強調されるわけでありませぬけれども、事業は一度創設をされる逆の形になりやすい。今どういう計画を持っていますか。この二地区だけで、あとは全然ありませんか。

○山本(徳)政府委員 今回の法改正でこの事業は創設させていただくことになっておりまして、調査会の御答申をいただきました。昨年来、私も、鋭意この事業を詰めてまいりましたわけではございませぬ。

御指摘のとおり、現在二カ所御要望が出ておりますけれども、今後は、各地域でこの事業を御検討されて、御要望が出てくるかどうか、これはもう地域の御判断、御検討の結果に基づくものでございまして、私ども、御要望があった場合に限り、事業を実施してまいりたいと考えております。

○鉢呂委員 それでは、組織・要員のあり方について御質問いたしますけれども、まず役員体制です。農用地整備公団は廃止です。二つを合わせて役員数が十二あるからこれを九にしたいんだ、あるいは八にするんだというふうに言われておりますけれども、大臣、私は、廃止をするものを勘案するということではなからぬかと思っております。

た、海外担当理事は非常勤にすることにいたして
おります。

監事は、現在、森林公園に一人、農用地公園に
非常勤一人でございますが、監査体制の万全を期
するために、監事は常勤一名、非常勤一名を置く
ことにいたしてございまして、合計九名となりま
す。商公園の役員は合計十二名の四分の三以下と
したところでございます。

○録呂委員 大臣に基本的なお考えを聞いてお
るのであります。役員体制は、廃止をされる公
園の役員数を勘案しながらという形ではないので
はないですか。名前は変わりますけれども、森林
開発公園の五名というものを基本として役員体制
を存続させるのが筋ではないですか。

○中川国務大臣 たしか先ほど話しましたけれ
ども、三百七十六名の職員がいて、今度は八百六
十名になるものを、職員を十名ほど減らす。それ
から、役員が、今答弁ありましたように、十二名
が九名になる、当面でありませうけれども。

一方、農用地整備公園はあくすわけでありませ
うけれども、しかし、基本法の制定に伴って、行
事業は新公園、いわゆる緑資源公園に移行する
ということも、政府、それから当時の与党の合意で
ございまして、したがって、残事業あるいはま
た継続事業、さらには先ほどの中山間の一体的な
整備事業等の、ある意味では新たな事業も、農用
地整備公園が廃止になった後も移行をしていく
わけでありまして、そういう意味では、残事業、引
き継ぎ事業、あるいは新規事業が農用地整備公園
発と、あえて仕切ればそういう形の事業が、少な
くともスタート時点ではかなり大きな事業として
残るわけでございます。それに必要最小限の役
員数として必要だというふうに考えております。

○録呂委員 私は、この中身を見せただけで
した。

まず、農林地一体事業を担当する理事を一名置
く。私は、今は必要ないと思っております。
先ほど、あれば行くと。今現在、二地区で、希
望があればやるというぐらゐの事業に対して専門

の理事を一人置く。これについて、大臣、まずど
ういう理由で置くのか、御答弁願います。

○山本(徳)政府委員 理事につきましては、大臣
からも御答弁申し上げましたように、残事業が十
数年間継続いたしますし、また、新しい業務がこ
れから予定されるわけでございます。

したがって、業務担当につきましては、これま
での森林の担当の業務のほかに、新しい事業と計
画の評価のための担当の理事、それから非常勤の
海外業務の理事、それから、暫定的に残事業の理
事を設置することにいたしてございまして。

○録呂委員 今、長官はおかしいですよ、あな
た。当初の理事に、農林地一体と残事業をやる
言ったのに、暫定に既存の残事業をやる理事を置
くのに、勉強不足ですか、あなたは。きちっと答
えてもらわなかつたら困ります。

そして大臣、やはりきちんとした、血のじむ
ような努力が見えなかつたら、だれもこれは信用
しないですよ。

今、長官のお話では理事二人、農林地一体の事
業をやる理事、二地区しかないのに、専門に置く
のです。それから、暫定としてこれは九名、終
わつたら八名になるけれども、これも、いつ終わ
るか、後で聞きますけれども、これが残事業、い
わゆる農用地総合整備事業等を行う。しかも、そ
のほかには非常勤の監事を置くとか、非常勤の海外
業務をする理事を置くとか、あるいは総務、経理
の担当の理事を置くとか、このあたりをきちっと
精査をすれば、森林開発公園の五名の現状の常勤
理事でできるのではないですか。我々国会議員が
着当たと思つたら、何ほども適当な答弁をしてお
けばいいですけれども、きちんとした答弁をして
ください。

○渡辺(行)政府委員 農林地一体の新しい事業に
つきまして、若干補足をさせていただきます。

山本長官からは、制度上の仕組みとして、県の
御要望があれば、それを精査して新しい事業の対
象にしていこうということでございますけれども、
私もが内々北海道あるいは農政局を通じて

調査をいたしましたところ、すべての地域におき
まして、かなり強い要望が出ております。とりわ
け、そのうち三地区につきましては、平成十二年
度でぜひ基本調査を実施したいという御要望があ
るわけでございます。二地区しかないというこ
とではなくて、とりあえず二地区ということでご
ざいますけれども、その後、この新しい事業につ
きましては、引き続き強い要望、要請が上がつて
くるものと思っております。

といいますのは、この事業は、大臣からもお答
え申し上げましたように、中山間対策の三本の
柱、すなわち所得機会の増大、定住条件の整備と
並んで公益的機能の維持増進、このところに施
策の強化をしたいということで行う事業でござい
ますので、私も力を入れていきたいと思つて
おりますし、都道府県あるいは各地域におきまし
ても、かなり高い関心を持っているというふう
に思っております。

○録呂委員 答弁がいろいろ不徹底で、長官と局
長が言っているのが違うというは、私は、公式
の場でそういうお答えを聞くのは甚だ遺憾であり
ます。

大臣が先ほど、そういう形で希望があればやる
にすぎない事業であるという言い方をされました
けれども、やはりきちんとした答弁をしていただ
きたいし、そうであっても、農林地一体専門の理
事を一人置く。暫定とはいいながら十数年、農用
地関係の理事を置く。私、これほどまでのことは
できない。あるいは総務、経理を、それぞれの担
当、海外業務と監事を一人ふやす。

同時に、ほとんどが農水省等のOBでありま
す。森林公園が、五名中、農水省のみのOBが三
名、プロパーの皆さんが二人であります。農用地
公園についても、七名中六人までもが、農水省だ
けではありませぬけれども、自治省、大蔵省、六
名の理事であります。

大臣、平成九年十二月の閣議決定、半数以下
に、五〇%以内に省庁の直接の就任者、それに準
ずる者を抑えるという形を、新しい公園ではとる

んですか。

○中川国務大臣 そういう方向でやっていますか
と考へております。

○録呂委員 いずれにしても、この役員数、役員
体制についても非常に甘さがあると私は思う。

九人以内というふうな幸いに書いてあるわけ
ありますから、その辺の精査をきちんとしてま
すか、大臣。

○中川国務大臣 先ほどからお答え申し上げてお
りますように、首切りはいたしません。しかし、
必要最小限の事業にたえられる役員数は確保し
ていかなければならないと思つておりますが、今
先生の御質問にあるように、それはやはり必要最
小限であつて、厳し目に見ていかなければいけ
ないものだろうというふうな理解しております。

○録呂委員 役員体制については、生首というよ
うなことではなくて、もちろんその期間はあると
思いますが、そういうものについての考へ
はまた別途あると思つておりますけれども、基本
的に、緑公園という新しい公園になるわけですか。この九
名、今法律上九名以内というふうになっていま
すけれども、その法律の範囲内で再精査をして、体
制をできるだけ現状の体制にするというふう
に御答弁できますか。

○中川国務大臣 農用地整備事業が完了すれば八
人になるということは、もうこれは政府が国会に
お約束していることでもありますし、またそれ以
外にも、海外事業のニーズあるいはまた先ほどの
特定中山間保全整備事業等のニーズがいつばい
あつて、仕事が前向きにたくさんあつて困るな
という状況であれば、我々としてはそれに対応する
ような体制づくりをしていかなければなりません
が、また逆の場合には、特に役員に関しては、国
会のチェックをまつまでもなく、我々自身でき
ちんとチェックをしていかなければならないと考
へております。

○録呂委員 いずれにしても、二カ所しかやらな
い農林地一体の事業に当初から一人置くとか、そ
のほかには残事業を行う担当の理事を置くとか、や

はりそこは十分検討する余地はありますと私は思いますが、そこだけでもきちんとした対応をしていただきたいというふうに思います。時間がなくなりましたけれども、職員体制の問題でございます。

私も民主党は、先ほども言いましたけれども、行政改革というのは、国の財政も非常に困難な折、やはりこれは、痛みは伴いますけれども、やっぴいかなければならない問題である。同時にそれは、当時の与党三党の決定にもありますように、雇用不安を引き起こすものであつてはならない。むしろ、今回の法案を見て危惧するのは、こ

と私は十名削減をする、しかし、その後の状況については何もうたっていないわけでありませう。そういう、今後の体制についてどうなるかということについても、私は、普通の事業体であれば、企業であれば、合併をする、あるいは新しい公団として発足をするといったときには、どういう方向になるのか、どういふ職員の体制になるのかという点を明らかにする、そして、その中で職員の処遇というものをどういふふうに進めるのかというのをきちんとして示す、そういうもの

をきちんとして示すことが不安感を除去することになるというふうに思います。そこで、ことしの十名減の八百五十名の定員でありますけれども、今後どのような方向で計画をしておるか、御答弁願います。○山本(徳)政府委員 緑資源公団の職員につきましては、かねてから両公団とも業務の徹底した見直し、事務事業の効率化に努力してまいりました。平成十年には、両公団のピーク時、昭和五十四年でございますけれども、この当時から約三割という大幅な削減を既に達成いたしております。すなわち、五十四年千七百七十五名が、八百六十名になっております。これは、さまざまな特殊法人の中でも最も高い削減、合理化を実施した公団の一つでございます。本年度は十名の削減を行うことといたしておりますけれども、今後とも、事業の円滑な推進のために必要な職員は確保してまい

らなければなりません、そういう中で、事務事業の効率化に努力しながら定員の見直しを行ってまいりたいと考えております。

○鉢呂委員 大臣、今の御答弁は、必要な職員について毎年検討していく、必要な最小限のものにしていく、これではやはり職員の皆さんは非常に不安感に駆られるのではないですか。御答弁願います。

○中川國務大臣 いわゆる緑資源公団は、一番厳しい意味の公務員とちよつと違いますので、労使関係というのはあくまでも労使の話し合いというものが第一であつて、我々は、指導監督という立場から、何かあれば助言なりバックアップをするということでございますから、一義的には労使間の話し合いにならうと思つて、監督する立場からは、特に新しい公団に変わっていくわけでございますから、雇用については、毎年どうするということではなくて、何らかの形で一つの方向性みたいなものを出していった方が職員の皆さんにも、先ほどもおっしゃる御指摘とか誇りの問題とかいろいろ御指摘をいただきましたが、そういう面でも何らかの形で方向性が示せるようにするよう

に、ちよつと事務当局を指示してみたいと思つております。○鉢呂委員 おくれて始まりましたので、まだ時間には二分ぐらゐあるんで、済みません。そういうことで、体制についても、現行をそのまま引き継ぐという形で発足をしようであります。私も聞かせていただきましたけれども、同じ札幌に二つの公団がそのままの形で発足するというふうになりました。同時に、五年以内これを何らかの形で改善を加えていきたいということでありませうけれども、本当に新しい公団として発足をするのであれば、もっと、五年というふうなことでなくて、どういう体制にして効率的な運営をしていくのか、やはりそこは早急な見直しとい

いますか、早急な体制の新たなあり方というものを示すべきであるというふうに思つておりますので、これを最後の質問にさせていただきます。御答弁を願いたいと思つております。○山本(徳)政府委員 北海道に今事務所が二カ所あるとおっしゃいましたが、これは開設の時点が異なつておりました、かつ事務所の設置につきましても、これは経費として最終的には事業費の中に入りまして農業者の方の負担金にも影響してまいりますので、私も常に、事務、人件費については最小限になるように努力しているところでございます。

結果として、できるだけ安くて、かつ円滑な事務処理ができるようなところを物色した結果、開設時期が異なるということ、異なつた場所に設置されたような経緯がございますけれども、私ども、今後とも、毎年、公団の事務事業の効率的な実施については精査しながら、組織や要員について見直ししていきたいと思つておりました。先ほど大臣の御答弁申し上げたとおりでございます。

○鉢呂委員 終わります。○穂積委員長 これにて各案に対する質疑は終局いたしました。

○穂積委員長 ただいま議題となつております各案中、まず、森林開発公団法の一部を改正する法律案について議事を進めます。この際、本案に対し、小平忠正君外一名から修正案が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。鉢呂吉雄君。

森林開発公団法の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕
○鉢呂委員 私は、民主党を代表して、森林開発公団法の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由を説明いたします。今回の政府改正案は、特殊法人の整理合理化という政府方針に基づき提案されておりますが、事業が廃止されるのは新規地区の農用地整備事業程

度で、残事業は、事前調査中の地区の事業も含めてそのまま受け継ぐことになっており、特定地域整備事業と称する新規の事業さえ行おうとしておるのであります。これらは、行革の観点から到底認められるものではありません。

民主党修正案は、法律の題名及び目的、公団の名称を現行法どおりとした上で、特定地域整備事業、海外農業開発調査、農用地整備事業等の事前調査中の地区の事業については、森林開発公団の業務に追加しないものとし、既に着手している地区の農用地整備事業等のみ限定的に引き継ぎ、それらの事業も五年以内をめどに、法制上、財政上及び金融上の整備を行い、都道府県等に移管するというものであります。また、業務縮小による組織の合理化に当たっては、政府が職員の就業機会の確保を図ることを義務づけております。

以上が、修正案の趣旨及び内容であります。委員各位の御賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。○穂積委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。○穂積委員長 これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に入ります。討論の申し出がありますので、これを許します。藤田スミ君。

○藤田(ス)委員 私は、日本共産党を代表して、森林開発公団法の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。本法案は、形式的な農用地整備公団の廃止で、実質的には両公団を統合させるものであり、農用地整備公団の機能温存のために、中山間地での農用地と森林の一体的整備と称して、新たな浪費的事業の拡大を図つていこうとするものであります。農用地整備事業等について抜本的見直しが必要でないまま、これらの事業を継続し、森林開発公団に森林造成以外の新たな事業を滑り込ませると

ともに、多大な浪費と環境破壊と批判されてきた大規模林業開闢林道事業も基本的に継続させていくものであります。

新たな特定地域整備事業は、最初から大規模な受益面積の基準を林野庁が設定し、従来手法のまま中山間地で森林と農用地の一体の整備推進ということになれば、新たな森林破壊を全国の水源地帯に広げ、これまでの誤りを繰り返すことにはなりません。

今日求められていることは、こうした浪費的大規模公共事業を思い切って削減し、環境保全と両立する森林開発、地域の条件を生かした真に農業振興に役立つ農地造成を進める抜本改革を図ることです。

そのためには、中山間地での森林、農用地の整備は、地方自治体を中心として、それぞれの地域条件に合った手法で行うべきものであり、もとより、そのための必要な財源を国が地方自治体に保障すべきものであることは言うまでもありません。

また、今日、多くの耕作放棄地を抱える農山村を取り巻く状況、農家、林業者の経営実態から早急に求められていることは、中山間地の農業者、林業者に対する直接所得補償を実施し、生産対策、販売、流通対策一体の援助など、思い切った条件不利地域への助成であるということをし添えておきます。

なお、民主党提出の修正案については、農用地整備公団を廃止、新公団に農用地整備公団の業務を持ち込ませないようする点にもちろん異論はありますが、森林開発公団の大規模林業開闢林道事業などはそのままであり、この点について賛成はできません。

以上で反対の討論を終わります。(拍手)
○種積委員長 これにて討論は終局いたしました。

○種積委員長 これより採決に入ります。
まず、小平忠正君外一名提出の修正案について

採決いたします。
本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○種積委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。
これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○種積委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について議事を進めます。
これより討論に入りますのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

〔賛成者起立〕
○種積委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これより討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

〔賛成者起立〕
○種積委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。
ただいま議決いたしました三法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○種積委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕
○種積委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時八分 散会

森林開闢公団法の一部を改正する法律案に對する修正案
を次のように修正する。
題名の改正規定、第一条の改正規定及び第二条の改正規定を削る。

第三条の二第三項の改正規定中「改め、第十八条第一項第六号」の下に「及び第七号二」を加え「を削る」。

第五条の改正規定を削る。
第十八条第一項の改正規定中「削り、同項中第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える」を削るに改め、同項第七号から第九号までを削る。

第十八条第二項の改正規定、同条第四項を同条第六項とする改正規定、同条第三項の改正規定及び同項を同条第四項とし、同項の次に一項を加える改正規定中、「同条第四項を同条第六項とし」を削り、「同項を同条第四項とし、同項」を「同条第四項を同条第五項とし、同条第三項」に改め、同条第五項を同条第四項とする。

第十八条第二項の次に一項を加える改正規定、同条に二項を加える改正規定及び同条の次に一項を加える改正規定を削る。

第十九条の改正規定を次のように改める。
第十九条第一項中、「第一号の二」を削る。

第二十条の改正規定、第二十二條の二第一項の改正規定、同条の次に四條を加える改正規定、第二十三條の見出し並びに同条第一項及び第二項の改正規定、同条に三項を加える改正規定並びに第二十四條の改正規定を削る。

第二十五条の改正規定を次のように改める。
第二十五条第一項中、「第一号の二」を削り、「基」を「基づき」に改め、同条第五項中「同項ただし書」を「前項」に改める。

第二十七條の改正規定を次のように改める。

第二十七條中「又は第一号の二」を削る。
第二十七條の次に四條を加える改正規定、第三十二條の二の改正規定、第三十三條の改正規定、第三十四條の改正規定及び第三十五條の改正規定を削る。

第三十六條の改正規定を次のように改める。
第三十六條中「から第二号まで」を「及び第二号」に改める。

第四十八條の改正規定中、「同条第一号中」この法律により「を」この法律の規定(第二十二條の四第二項において準用する土地改良法第五十三條の四第一項の規定を含む)により」を削る。

附則第十條第一項の改正規定を次のように改める。
附則第十條第一項第一号イ中「及び第一号の二」を削る。

附則第十條第二項の改正規定を削る。
附則第十一條第一項の改正規定中「第三号」を「附則第十三條第一項に規定する旧農用地整備公団法附則第二十二條第一項第一号」に改める。

附則第十三條の改正規定のうち同条第一項中「第十八條第一項から第三項まで及び」を「第一条の目的を達成するため第十八條第一項及び第二項並びに」に、「業務のほかに」を「業務を行うほか、農業の生産性の向上と農業構造の改善に資するため」に改め、「同条第一項又は第二項の業務の開始に必要な事前の調査で改正法の施行前に開始されたものに係るもので政令で定めるものを含む」を削り、「並びに旧農用地整備公団法附則第十九條第一項を、旧農用地整備公団法附則第十九條第一項の業務並びに同法附則第二十二條第一項各号」に改め、同条第二項中「及び附則第十九條第二項」を、「附則第十九條第二項及び附則第二十条」に、「緑資源公団」を「森林開闢公団」に改め、同条第三項中「業務」とあるのは、「業務若しくは緑資源公団法」又は「市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)による交換分合又は森林開闢公団法」

第一類第八号

農林水産委員会議録第十号

平成十一年四月二十七日

平成十一年五月十四日印刷

平成十一年五月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局